

幸田町資源循環型マットレス購入費補助金
Q & A

令和8年9月8日追記
幸田町環境経済部環境課

目次

1 補助制度の概要について

- 1-1 どのような制度ですか。

2 補助対象マットレスについて

- 2-1 補助対象となるマットレスについて教えてください。
- 2-2 補助対象マットレスの要件にある「水平リサイクル可能」とは具体的にどういったものか。
- 2-3 令和8年4月1日より前に、マットレスを購入した場合、補助対象になりますか。
- 2-4 法人の福利厚生等によって購入した場合は、補助対象になりますか。
- 2-5 マットレスを町外店舗やインターネット通販で購入した場合も補助対象になりますか。
- 2-6 アウトレット品であっても補助対象になりますか。

3 補助対象者について

- 3-1 補助対象者となりうる具体的な要件について教えてください。
- 3-2 法人名義でマットレスを購入する場合は、補助対象になりますか。
- 3-3 補助金の申請は、世帯主でないとできませんか。
- 3-4 家族の分のマットレスも合わせて購入した場合、補助金の申請書は自身の使用する分と、家族の使用する分に分割する必要があるか。
- 3-5 補助金の申請回数に制限はありますか。
- 3-6 いつの時点の住所が申請の基準になりますか。
- 3-7 世帯の区分はどのように判断されますか。

4 補助金の算定について

- 4-1 補助金額の算定方法について教えてください。
- 4-2 補助対象経費を具体的に教えてください。
- 4-3 消費税は補助対象の経費に含まれますか。
- 4-4 購入店のポイントやクーポンを利用した場合、補助対象となる経費から減額されますか。
- 4-5 購入に伴い付与されるポイント等について、補助対象となる経費から減額されますか。
- 4-6 クレジットカードやQRコードで支払った場合も補助対象になりますか。

5 申請一般について

- 5-1 申請は事前申請ですか、それとも事後申請ですか。

- 5-2 申請に必要な書類を教えてください。
- 5-3 補助金の交付決定は先着順ですか。
- 5-4 購入対象期間について、令和8年4月1日からとありますが、具体的にどこまで完了していることが条件ですか。
- 5-5 申請から補助金交付までの一連の流れを教えてください。
- 5-6 補助金の交付には、申請からどれぐらいの期間がかかりますか。
- 5-7 補助金の振込先の口座は申請者名義以外の口座でもよいですか。
- 5-8 振込先として使用できる金融機関に制限等ありますか。
- 5-9 1回の申請で1人あたりの補助額の上限3万円に満たなかった場合、別のマットレスを購入し、上限の残額分を再度申請することはできますか。
- 5-10 交付決定後のマットレスの取り扱いについて、制限等ありますか。

6 申請の受付期間・方法について

- 6-1 補助金申請の受付期間について教えてください。
- 6-2 申請書類の様式はどこで入手できますか。
- 6-3 申請書類の提出はどのようにすればよいですか。
- 6-4 申請書の提出を他の人に代理でお願いしても大丈夫ですか。

1.補助制度の概要について

Q.1-1	どのような制度ですか。
A.1-1	「資源循環型社会を構築し、資源を大切にすまち」の実現を町民と一体となって目指し、適正処理困難物の処理にかかる費用の減少により廃棄物の処理に係る経費の削減及び資源化による廃棄物の減少を図ることを目的として、二酸化炭素排出量の削減にも寄与する資源循環型マットレスの購入にかかる費用の一部を補助するものです。 《概要》 1 補助対象者 交付申請をする日において町内に住所を有し、かつ、町の住民基本台帳に記録されている者 2 補助対象マットレス 次の要件を全て満たすマットレス ・水平リサイクル可能なものである ・新品 ・レンタルやリースでない ・令和8年4月1日以降に購入したもの 3 補助金額

	補助対象マットレス本体の購入費用(税込)の15%(上限3万円)
4 購入対象期間	令和8年4月1日以降に購入したもの。
5 申請受付期間	令和8年4月1日以降

2.補助対象マットレスについて

Q.2-1	補助対象となるマットレスについて教えてください。
A.2-1	次の要件を全て満たすマットレスとなります。 ・水平リサイクル可能なものである ・新品 ・レンタルやリースでない ・令和8年4月1日以降に購入したもの
Q.2-2	補助対象マットレスの要件にある「水平リサイクル可能」とは具体的にどういったものか。
A.2-2	町ホームページに「対象マットレス一覧表(概要版)」および対象製造者別の「対象マットレス一覧表」を掲載していますのでご確認ください。
Q.2-3	令和8年4月1日よりも前に、マットレスを購入している場合、補助対象になりますか。
A.2-3	補助対象にはなりません。令和8年4月1日以降に購入している必要があります。
Q.2-4	法人の福利厚生等によって購入した場合は、補助対象になりますか。
A.2-4	A.2-2 記載の要件を満たしている場合は、補助対象となります。 なお、補助金額については、福利厚生等により値引きが発生している場合は、値引き後のマットレス本体の購入費用の15%(上限3万円)となります。
Q.2-5	マットレスを町外店舗やインターネット通販で購入した場合も補助対象になりますか。
A.2-5	補助対象になります。
Q.2-6	アウトレット品であっても補助対象になりますか。
A.2-6	補助対象になります。

3.補助対象者について

Q.3-1	補助対象者となりうる具体的な要件について教えてください。
A.3-1	次の要件をすべて満たす方が補助対象者になります。 ①補助金の交付申請をする日において、幸田町内に住所を有し、かつ、幸田町の住民基本台帳に登録されている人。 ②自ら購入した補助対象マットレス(リース又はレンタルは含まない。)を自らもしくは、世帯員が使用する個人。 ③申請者、世帯主及び使用者に町税の滞納がない人。 ④転売を目的として購入していない人 ⑤暴力団員でない人
Q.3-2	法人名義でマットレスを購入する場合は、補助対象になりますか。
A.3-2	個人を対象とした事業であるため、法人名義で購入する場合は補助の対象になりま

	せん。
Q.3-3	補助金の申請は、世帯主でないとできませんか。
A.3-3	世帯主以外の方でも、同じ世帯の世帯員であれば申請できます。
Q.3-4	家族の分のマットレスも合わせて購入した場合、補助金の申請書は自身の使用する分と、家族の使用する分に分割する必要があるか。
A.3-4	同一世帯の方の分に限り、補助金の申請はまとめて行うことができます。
Q.3-5	補助金の申請回数に制限はありますか。
A.3-5	使用者1人あたり1回のみとなります。
Q.3-6	いつの時点の住所が補助の基準となりますか。
A.3-6	申請日時点における住民票上の住所です。
Q.3-7	世帯の区分はどのように判断されますか。
A.3-7	住民基本台帳上の世帯で判断します。

4.補助金の算定について

Q.4-1	補助金額の算定方法について教えてください。
A.4-1	補助対象マットレス本体の購入にかかる費用の15%(千円未満切捨て)で、対象マットレス1個あたり補助上限3万円になります。
Q.4-2	補助対象経費を具体的に教えてください。
A.4-2	補助対象マットレス本体の購入費用(税込み)のみが補助対象経費となります。
Q.4-3	消費税は補助対象の経費に含まれますか。
A.4-3	消費税は補助対象の経費に含まれます。
Q.4-4	購入店のポイントやクーポンなどを利用した場合、補助対象となる経費から減額されますか。
A.4-4	本補助金は、購入者が実際に支払った製品価格費用に対して補助をするものです。購入店舗で割引があった場合は、割引後の製品支払額を購入費用として計算します。クーポン割引やポイントを利用した支払いは、割引と同様の取り扱いです。また、株主優待による割引についても同様の取り扱いとなります。 なお、配送料は製品価格に含まれませんので、割引対象は製品本体であり、割引(円単位、パーセント)は本体価格から差し引きます。
Q.4-5	購入に伴い付与されるポイント等について、補助対象となる経費から減額されますか。
A.4-5	付与されるポイントは、購入費用から減額されません。
Q.4-6	クレジットカードやQRコード決済で支払った場合でも補助対象になりますか。
A.4-6	クレジットカード、後払い方式電子マネー、QRコード決済においても対象となりますが、領収書が必要となります。

5.申請一般について

Q.5-1	申請は事前申請ですか、それとも事後申請ですか。
A.5-1	事後申請です。補助対象マットレスの購入完了後に交付申請をしていただきます。

Q.5-2	申請に必要な書類を教えてください。
A.5-2	申請に必要な書類は次の通りです。 ①幸田町資源循環型マットレス購入費補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号) ②補助対象経費の明細が分かる領収書の写しまたはレシートの写し(補助対象経費、購入日、購入店名、購入製品名または型番、購入費用が記載されているもの) ③メーカー発行の保証書の写し ④幸田町資源循環型マットレス購入費補助金交付請求書(様式第3号) ⑤印鑑 ⑥債権者登録兼口座振替依頼書 ⑦振込口座の通帳の写し ⑧幸田町資源循環型マットレス販売証明書 ※②の代替となる書類です。販売店に記載していただくことでご利用いただけます。
Q.5-3	補助金の交付決定は先着順ですか。
A.5-3	申請受付期間内に受け付けたものから先着順となります。
Q.5-4	購入対象期間について、令和8年4月1日以降とありますが、具体的にどこまで完了していることが条件ですか。
A.5-4	令和8年4月1日以降に対象マットレスを購入し、支払いが完了していることが条件です。
Q.5-5	申請から補助金交付までの一連の流れを教えてください。
A.5-5	補助金の申請は事後申請となります。 ①対象マットレスの購入及び支払いの完了 ②交付申請 ③審査・交付決定 ⑤補助金の交付 という流れになります。
Q.5-6	補助金の交付には、申請からどれぐらいの期間がかかりますか。
A.5-6	申請後に審査を行い、約2週間から3週間を目安に交付決定を行い、その後約1カ月以内を目安に補助金の交付を予定しています。
Q.5-7	補助金の振込先の口座は申請者名義以外の口座でもよいですか。
A.5-7	補助金の振込先は申請者名義の口座に限ります。
Q.5-8	振込先として使える金融機関に制限等ありますか。
A.5-8	特に制限はありません。
Q.5-9	1回の申請で1人あたりの補助額の上限3万円に満たなかった場合、別のマットレスを購入し、上限の残額分を再度申請することはできますか。
A.5-9	申請の回数は、使用者1人あたり1回までとなります。なお、来客用のマットレスなど使用者自らが使用する目的以外の購入は、補助対象となりません。使用者1人あたり1個限りの申請となります。
Q.5-10	交付決定後のマットレスの取り扱いについて、制限はありますか。
A.5-10	交付決定日から5年間は適正に使用していただく必要があります。5年以内において譲渡、交換、貸与、売却、廃棄、移設等する場合には、あらかじめ町にご相談ください。

	い。
--	----

6.申請の受付期間・方法について

Q.6-1	補助金申請の受付期間について教えてください。
A.6-1	補助金申請書類の受付期間は令和8年4月1日からとなります。
Q.6-2	申請書類の様式はどこで入手できますか。
A.6-2	町のホームページからダウンロードしていただくことができます。幸田町環境課窓口にて申請書一式お渡しすることもできますので、お気軽にお声掛けください。
Q.6-3	申請書類の提出はどのようにすればよいですか。
A.6-3	環境課窓口へ直接お持ちください。郵送での受付は行っていません。
Q.6-4	申請書の提出を他の人に代理でお願いしても大丈夫ですか。
A.6-4	提出のみであれば代理でも構いません。ただし、受け取る際に申請書の内容についてお伺いする場合がございます。なお、申請書類の作成は申請者ご自身で行ってください。